

標 題：

現存ばら積み貨物船の安全強化要件の対応について
(適用期限の見直し及び積み付け計算機
適用対象船舶の明確化)

NKテクニカル インフォメーション

No. : 246

Date : 平成 10 年 4 月 2 日

船主、造船所 各位

先に送付いたしましたNKテクニカルインフォメーション No. 234 (平成 9 年 11 月 1 日付) にて、現存ばら積み貨物船の安全強化要件の対応につきましてお知らせいたしました。が、昨年 11 月に開催されました SOLAS 条約締約国会議の結果を考慮し、**最前部貨物倉浸水時の構造/復原性要件の適用期限が下表のとおり一部改正されることとなりました**のでお知らせいたします。

現存ばら積み貨物船に対する IACS 構造/復原性関連規則 (IACS UR S19, 22&23. 2) 遡及適用期限

1998 年 7 月 1 日時点 の建造後経過年数 (A)	適用期限
$A \geq 20$ 年	1998 年 7 月 1 日以降の最初の中間検査 (日本籍では、1 中) または定期検査のいずれか早い時期まで。
$15 \text{ 年} \leq A < 20$ 年	1998 年 7 月 1 日以降の最初の定期検査まで。ただし、2002 年 7 月 1 日を超えてはならない。
$10 \text{ 年} \leq A < 15$ 年	建造後 15 年に達する日以降の最初の定期検査まで。ただし、建造後 17 年に達する日を超えてはならない。
$A < 10$ 年	建造後 15 年に達する日まで。

備考： 1) 1998 年 7 月 1 日以降に定期検査又は中間検査* (日本籍では 1 中) の Due Date がある場合は、この規則の適用を遅らせることとなる定期検査又は中間検査* (日本籍では 1 中) の早期実施完了は認められない。(*: A が 20 年以上の場合)

2) 中間検査の時期は、2 回目又は 3 回目の年次検査の時期とする。

3) 中間検査の時期、定期検査の時期及び早期実施の解釈については添付参照。

なお、上記要件適用上の「現存ばら積み貨物船」とは、1998 年 7 月 1 日より前に建造契約がなされたものであって、1999 年 7 月 1 日より前にキールが据え付けられるか若しくはこれと同様の建造段階にあるばら積み貨物船をいいます。

また、1998 年 7 月 1 日までに遡及適用することが要求される**積み付け計算機の要件***は、積載される固体ばら積み貨物の比重及び船側構造 (シングルスキン/ダブルスキン) に関係なく、船級符号に (ESP) が付記されている長さ (Lf) 150m 以上の現存ばら積み貨物船に適用されますが、ここでのいうばら積み貨物船には、**鉱石運搬船及び兼用船が含まれることが明確になりました**ので、併せてお知らせいたします。

* : 詳細は、NKテクニカルインフォメーション No. 210 を参照願います。

本件に関し、ご不明の点がありましたら検査技術部 (Fax: 03 5226 2029) 迄お問い合わせ願います。

添付：「現存ばら積み貨物船の構造/復原性関連規則 (IACS UR S19, 22&23. 2) 遡及適用期限の補足」

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

現存ばら積み貨物船の構造/復原性関連規則 (IACS UR S19, 22&23. 2) 遡及適用期限の補足

1. 中間検査の解釈及び適用

- (1) 2回目の検査基準日*が1998年7月1日以前であって、中間検査が2回目の年次検査の時期に完了した場合、次回定期検査が本要件の適用期限となります。
- (2) 2回目の検査基準日*が1998年7月1日より後であって、中間検査が1998年7月1日以前かつ2回目の年次検査の時期に完了した場合、次回定期検査が本要件の適用期限となります。
- (3) 3回目の検査基準日*が1998年7月1日以前であって、中間検査が3回目の年次検査の時期に完了した場合、次回定期検査が本要件の適用期限となります。
- (4) 3回目の検査基準日*が1998年7月1日より後であって、中間検査が1998年7月1日以前かつ3回目の年次検査の時期に完了した場合、次回定期検査が本要件の適用期限となります。

(* : 検査基準日とは、船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいいます。)

2. 定期検査の解釈及び適用

- (1) 定期検査の指定日が1998年7月1日より後であって、定期検査が1998年7月1日以前かつその指定日の前3ヶ月以内に完了した場合、次回の関連する検査**の時期が適用期限となります。
(** : 1998年7月1日時点の建造経過年数が20年以上の船舶にあつては中間検査、10年以上20年未満の船舶にあつては定期検査(ただし、2002年7月1日及び建造後17年といった特定の期日を超えることはできません。)となります。)

3. 定期検査の早期実施完了

- (1) 定期検査の早期実施完了とは、定期検査がその指定日の前3ヶ月より前に完了することをいいます。
- (2) 定期検査を早期実施完了させた場合、定期検査の指定日は更新されますが、本要件の適用期限は更新されません。